

草の根・人間の安全保障無償資金協力 外部委嘱員の募集（募集期間の延長）

2024年6月24日
在東ティモール日本国大使館
経済・開発協力班

※募集期間を7月10日（水）まで延長しました。

在東ティモール日本国大使館は、以下のとおり草の根・人間の安全保障無償資金協力（注）における外部委嘱員（以下「草の根外部委嘱員」）を募集いたします。

（注）草の根・人間の安全保障無償資金協力は、開発途上国の多様なニーズに応えるために1989年に導入された制度です。開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関、並びに途上国において活動している国際及び現地NGO（非政府団体）等が現地において実施する比較的小規模（原則1,000万円以下）の案件に対し、資金協力をを行うものです。

・草の根・人間の安全保障無償資金協力について（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/

・当国における草の根・人間の安全保障無償資金協力について

https://www.timor-leste.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ggp.html

（注）外部委嘱員とは、大使館との業務委嘱契約に基づき、草の根無償業務の一部を委託する館内型委嘱契約個人コンサルタントです。開発協力に係る専門知識・経験を有する方に、草の根無償の案件形成、審査、案件の進捗管理等の一連の作業の補助的業務を委嘱するもので、大使館職員となるものではありません。

1. 業務内容

大使館の経済・開発協力担当者の指示に従い、主として以下のような業務を行います。

- ① 案件形成に係る調査、現地調査、申請団体との要請内容の調整
- ② 資金供与するプロジェクトの贈与契約の署名式、引渡式のアレンジ
- ③ 被供与団体からの報告書、会計監査等の取り付け及びチェック
- ④ 案件監理、実施状況モニタリング、評価、フォローアップ
- ⑤ その他、大使館が指示する草の根関連業務

（注）なお、草の根無償は国の施策としての業務のため、供与団体の選定、案件採択、資金供与等の政策判断は大使館の担当者が行います。そのため、外部委嘱員は大使館が行う政策判断に必要な事前調査、申請団体との調整、要請書・報告書の取り付け、モニタリング等の作業を担当するものです。大使館の担当者と外部委嘱員は、常に情報を共有しながら、草の根無償の業務処理を行いますので、外部委嘱員は、業

務上知り得た情報を対外的に明らかにしてならない守秘義務を有しています。

2. 応募資格

- ① 日本語及び英語の能力（文書作成、交渉、会話能力）が十分にあること。
- ② 首都ディリにおける業務及び東ティモール国内の移動が伴う業務が可能であること。
- ③ 基本的なコンピュータ能力を有すること。
- ④ 東ティモールに関する知識及び経験を有することが望ましい。
- ⑤ テトゥン語、またはインドネシア語が出来ることが望ましい。
- ⑥ 開発関係実務経験3年以上あることが望ましい。

3. 契約条件

- ① 謝金は当地での一定の基準に基づき支払われます。当該業務に関する専門性が認められる場合には、加算される場合があります。
- ② 契約期間は2024年9月上旬から2025年3月下旬を予定しております。
なお、契約期間は2025年3月末までとしますが、実績及び本人の希望により、最長3年間継続できる可能性があります。

4. 応募方法

(1) 件名に【草の根外部委嘱員募集】と明記の上、以下の応募書類を2024年7月12日(金)までに担当者（立野 support-japan630@di.mofa.go.jp）までメール添付にて送付ください（締切日必着）。また、連絡用のメールアドレスを明記ください。

- ① 写真を添付した履歴書（日本語で記入）

氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、資格。語学レベルについてはTOEICのスコア等

- ② 志望理由・自己PR（日本語でA4 サイズ1～2枚程度）

(2) 選考方法

- ① 第一次選考 書類選考
- ② 第二次選考（第一次選考通過者のみ実施）大使館またはオンラインにて面接を実施いたします。

(3) 選考スケジュール

- ・ 募集締め切り : 2024年7月10日(水)
- ・ 第一次選考 : 7月12日(金)までに第一次選考通過者のみメール通知
- ・ 第二次選考 : 7月15日(月)頃から随時
面接の日時については、第二次選考対象者と個別に調整の上決定します。
- ・ 第二次選考結果 : 面接実施後、個別に連絡します。
- ・ 業務委嘱開始時期 : 業務委嘱開始時期は9月上旬を予定していますが、
最終合格者と個別に調整し決定します。

5. 選考方法

書類選考の後、書類選考通過者を対象に面接試験（大使館またはオンライン）を実施致します。

※書類選考不通過者に対しては当館から連絡いたしません。面接試験不通過者に対しては、不通過である旨メールにて連絡いたします。選考過程・結果に関する問い合わせ等には、一切お答えできませんので、ご了承願います。

※留意事項

- ① 本件の外部委嘱に関する契約は大使館職員としての雇用契約ではなく、個別の業務委託契約です。したがって、通常の雇用契約に含まれる各種の待遇は適用されません。
- ② 本件についてはPARTNER国際協力総合情報サイトもご参照ください。
(URL) <https://partner.jica.go.jp/Recruit/Detail/42636>

(了)